

不利益処分の処分基準

処分名		公民館施設の使用条件の変更、承認の取消
根拠法令及び条項		公民館条例 第 14 条
所管部課（室）係名		教育委員会 中央公民館
処分 基準	関係条項	
	基準	<p>1. 次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用の条件を変更し、又は承認を取り消すことができる。</p> <p style="text-align: right;">（公民館条例第 14 条）</p> <p>（1）使用承認の条件に違反したとき。</p> <p style="text-align: right;">（公民館条例第 14 条第 1 項第 1 号）</p> <p>（2）この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</p> <p style="text-align: right;">（公民館条例第 14 条第 1 項第 2 号）</p> <p>（3）暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき</p> <p style="text-align: right;">（公民館条例第 14 条第 1 項第 3 号）</p> <p>（4）使用を承認した施設を、教育委員会において公民館事業の用に供するため、緊急に使用する事由が生じたとき。</p> <p style="text-align: right;">（公民館条例第 14 条第 1 項第 4 号）</p> <p>2. 前項の規定による使用の条件の変更又は取消しによって使用者に損害が生じても、教育委員会は、その責めを負わないものとする。</p> <p style="text-align: right;">（同条例第 14 条第 2 項）</p>
	参考事項	
備考		

不利益処分の処分基準

処分名		コミュニティプラザ施設の使用承認の取消
根拠法令及び条項		豊中市立コミュニティプラザ条例 第6条
所管部課(室)係名		教育委員会 中央公民館
処分 基準	関係条項	
	基準	<p>1. 教育委員会は、コミュニティプラザ施設の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。</p> <p style="text-align: center;">（豊中市立コミュニティプラザ条例第6条）</p> <p>(1) 使用承認の条件に違反したとき。 （同条例第6条第1項第1号）</p> <p>(2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。 （同条例第6条第1項第2号）</p> <p>(3) 承認を受けた使用の目的外に使用したとき。 （同条例第6条第1項第3号）</p> <p>(4) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがある使用をするとき （同条例第6条第1項第4号）</p> <p>(5) 管理上支障があるとき。 （同条例第6条第1項第5号）</p> <p>2. 前項の規定による使用の条件の変更又は使用承認の取消しによって使用者に損害が生じても、教育委員会は、その責めを負わない。 （同条例第6条第2項）</p>
	参考事項	
備考		